

平成 23 年 11 月

新規受託開始のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、下記項目につきまして検査の受託を開始致しますのでご案内申し上げます。
なお検査は、関連会社の株式会社日本総合科学に委託いたします。
当社におきましては皆様のご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので、今後とも引き続きお引き立てのほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

***** 記 *****

■新規登録項目

検査項目
食品中放射性物質

■受託要領

測定試料	食品、飲料水、飼料など		
試料必要量	100g 以上(可能であれば液体試料は 2L 以上)		
提出方法	専用依頼書へ記入 ビニール袋など(できればチャック付のもの) 液体試料は、ポリ容器やペットボトルなど		
測定方法	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリによる核種分析 「緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成 14 年 3 月厚生労働省)」準拠		
測定項目	放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-134 及び Cs-137)		
測定単位	ベクレル毎キログラム(Bq/kg)		
検出限界	10Bq/kg~20Bq/kg 程度(液体試料 2kg 以上の場合は、2Bq/kg 程度)		
報告日数	7~9日		
暫定規制値	放射性ヨウ素	飲料水	300 Bq/kg
		牛乳・乳製品 ※	
		野菜類(根菜、芋類を除く)、魚介類	2,000 Bq/kg
	放射性セシウム	飲料水、牛乳・乳製品	200 Bq/kg
野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他		500 Bq/kg	
備考	半減期補正が必要な場合は事前にお申し付けください。 100Bq/kg を超える測定後試料は、すべて着払いでご返却させていただきます。 英文報告書の作成も可能です。		

※100Bq/kg を超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する事

■開始期日

平成 23 年 11 月 28 日 (月) 受付分より

11-1119